

事 務 連 絡
平成 31 年 4 月 19 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局）御中

厚生労働省老健局老人保健課

「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアル（医療提供を目的とした介護保険施設版）」の送付について

介護保険行政の推進につきましては、日頃から格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

医薬品の安全管理のための体制の確保に係る措置として、病院、診療所又は助産所においては、医薬品の安全使用のための業務に関する手順書の作成が義務づけられているところですが、介護老人保健施設及び介護医療院においても、当該業務手順書の作成は有用であると考えられることから、今般、平成 30 年度老人保健健康増進等事業「医療提供施設である介護保険施設における医薬品の安全使用等に関する調査研究事業」（実施主体：一般社団法人日本病院薬剤師会）において、「医薬品の安全使用のための業務手順書」作成マニュアル（医療提供を目的とした介護保険施設版）」（別添）を作成しましたのでお知らせします。

なお、本マニュアルは、各施設において医薬品の安全使用のための業務手順書を作成する上で参考としていただくためのものであり、記載事項をそのまま遵守することを求めているものではありません。

貴部（局）におかれましては、各施設の実情に即した業務手順書の作成又は医薬品の管理にあたり、本マニュアルが参考として活用されるよう、貴管下の介護老人保健施設及び介護医療院に、周知方よろしく願いいたします。